**様式４**

年 月 日

鹿屋市長 様

誓 約 書

当社は、鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業（以下「事業」という。） に係る提案に関して、次のとおり誓約します。

１ 補助金の交付要件を満たしており、提出する提案書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。

２ 補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後５年（補助対象経費に土地取得費を含む場合には、10年）以上、鹿屋市返礼品提供事業者として、返礼品等の提供等の業務に取り組む意志を有します。

３ 補助金の交付対象として申請する事業については、国、県その他団体が実施する補助金等の交付は受けていません。

４ 補助金の交付決定後に、国、県その他団体が実施する補助金等の交付申請をする場合は、市に交付対象事業の中止を申し出、又は既に交付を受けた補助金を返還します。

５ 規則第７条に該当し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、取り消された部分について交付された補助金を速やかに返還します。

６ 補助金の交付申請の内容及びこの誓約書について虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、事業所名、対象施設等の情報が公開されることに同意します。

７ 補助金の審査の範囲内において、鹿屋市が本市における当社の税情報及び国、 県その他団体等における補助金等の申請状況等に関する照会及び調査を行うことに同意します。

８ 補助金の申請等に係る関係書類は、５年間適正に保管し、鹿屋市から提出を求められた場合は提出することに同意します。 また、当該補助事業により取得した財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産について、補助事業が完了した日の属する年度の終了後５年間（土地については10年間）、市長の承認なしに処分等は行いません。

９ 鹿屋市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する事業者ではありません。

申請者

郵便番号

所在地

事業所名

代表者名 　　　　　　　　　　　　　　印

（署名又は記名押印）